

都市構造再編集中支援事業 寒河江公園多目的運動広場整備工事
条件付き一般競争入札の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、都市構造再編集中支援事業寒河江公園多目的運動広場整備工事の請負について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和8年4月22日

寒河江市長 齋藤真朗

1 入札に付する事項

(1)工事名 都市構造再編集中支援事業 寒河江公園多目的運動広場整備工事

(2)工事の場所 寒河江市 大字寒河江 地内

(3)工事の種類 土木一式工事

(4)工事の概要 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT 施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

施工面積 A=21,400m²（内運動広場 A=15,400m²）

土工 掘削V=6,410m³ 床掘V=670m³

盛土 V=3,470m³ 法面A=754m²

埋戻 V=250m³

給水施設 散水施設N=4 箇所 給水管 L=360m

雨水排水工 側溝工 300*300 L=187m 側溝工 300*400 L=100m

側溝工 300*500 L=100m 側溝工 300*600 L=78m

側溝工 300*700 L=14m

暗渠φ100 L=936m 暗渠φ150 L=363m

暗渠φ200 L=110m

集水樹 N=5 基

電気設備工 低圧引込設備 一式

電灯設備配線 L=1,027m

LED照明 N=36 台 照明塔 N=6 塔

舗装工 ロングパイル人工芝 A=8,363m²

グリーンサンド舗装 A=6,333m²

アスファルト舗装工 A=1,370m²

防球ネット L=488m（支柱49本、ネット4,875m²）

付帯設備 サッカーゴール、フラグー式

(5)工期 契約の効力の発生する日の翌日から令和9年3月26日まで

2 入札の場所及び入札日時

(1)入札場所 寒河江市役所1階 議会第4会議室

(2)入札日時 令和8年5月19日(火)午後1時30分

3 入札参加の資格

次に掲げる要件をすべて満たす単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1)単体企業の場合

次のア～クの要件をすべて満たすものであること。

ア 工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程において、土木一式工事のA等級に格付されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中の者でないこと。

エ 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可のうち、当該工事に対応する特定建設業の許可を受けていること。

カ 次の①②の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は兼務できるものであること。

① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

② 監理技術者にあつては監理技術者証の交付及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

キ 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ク 寒河江市に本社（建設業法第7条第1号による経營業務の管理責任者を置く営業所）を有する者であること。

ケ 過去5年間に於いて、国や県又は地方公共団体発注の工事で、ICT活用工事の実績を有する者であること。

(2)共同企業体の場合

共同企業体は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の土木一式工事の許可を受けている2者又は3者で構成するものとし、構成員は共同連帯して対象工事を完成させるものであり、次のア～シの要件を満たしていること。なお、共同企業体の代表者は、次のス～ソの要件も満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中の者でないこと。

ウ 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

エ 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 構成員のいずれかの者が過去5年間において、国や県又は地方公共団体発注の工事で、ICT活用工事の実績を有していること。

カ 寒河江市に本社・本店又は支店・営業所を有する、若しくは西村山管内に本社を有する者であること。

キ 出資比率は2者で構成した場合は30%以上、3者で構成した場合は20%以上とし、共同企業内で調整すること。

ク 本工事において、他の共同企業体の構成員になっていないこと。

ケ 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があるか、又は当該工事の同種工事を施工した経験があること。ただし、構成員のうちの一部の者が当該要件を満たせばその限りではない。

コ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、特定建設業の許可を有しており、許可を有してからの営業年数（法人が合併したとき及び営業の譲渡が行われたときであって別に定める入札参加資格の承継基準を満たす場合にあつては、従前の期間と通算した年数）が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合は、許可を取得してからの営業年数が5年未満であってもこれと同様に取り扱うものとする。

サ 土木一式工事において経営事項審査の総合評定が720点以上の者であること。

シ 土木一式工事における経営事項審査の1級の技術者が2人以上であること。

ス 寒河江市工事の請負に係る指名競争入札参加社の等級別格付に関する規定において、土木一式工事のA等級に格付されていること。

セ 構成員の中で出資比率が最大の者であること。

ソ 次の①②の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は兼務できるものであること。

① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

② 監理技術者にあつては監理技術者証の交付及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等
寒河江市中央1丁目9番45号 寒河江市役所 建設管理課 建設総務係
電話番号0237-85-1617

5 入札参加申請書等

入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認に必要な書類を、次に掲げる期間内に提出するものとする。

- (1) 受付期間 令和8年4月22日から令和8年5月11日まで（市の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。ただし、受付期間の最終日にあつては午後4時）
- (3) 受付場所 寒河江市役所 建設管理課 建設総務係

6 入札保証金及び契約保証金等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 寒河江市契約に関する規則第5条の規定に基づく寒河江市建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すること。

7 その他

- (1) この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。
- (2) 低入札調査基準価格を設定する。
- (3) 入札参加者は積算内訳書を入札時に提出すること。
- (4) 詳細については、入札説明書による。